

家畜伝染病について

令和 2 年 4 月 10 日
富山県農林水産部
農業技術課畜産振興班

I C S F (豚熱) について

1 県内における感染状況

(1) 野生いのししにおける感染状況

7月27日に富山市葛原地内で発見された野生の死亡いのししから、CSF陽性反応が確認(7月30日)されて以降、死亡いのししに加え、陽性反応を確認したいのしし発見地点を中心とした半径10km圏内及びその周辺地域で捕獲された野生いのししについて、CSFの感染状況の調査を実施。県内では、これまでに50頭(富山市:17頭、南砺市:3頭、砺波市:12頭、小矢部市5頭、魚津市2頭、射水市5頭、立山町3頭、上市町3頭)の野生いのししから陽性反応を確認(R2年4月7日現在)。

【参考】7月30日以降の野生いのししのCSF検査状況(R2年4月7日現在) (単位:頭)

区分	陽性	陰性	計
死亡いのしし	18	3	21
捕獲いのしし	32	199	231
合計	50	202	252

【全国の状況】(R2年4月3日現在)

(1) 野生いのししにおける感染状況

12県 2,130頭の陽性を確認

(2) 養豚農場での発生状況

10府県 58例 96農場 約16万5千頭を殺処分
(岐阜県、愛知県、長野県、滋賀県、大阪府、三重県、福井県、埼玉県、山梨県、沖縄県)

(2) 養豚農場の状況

ア CSF陽性いのししが発見された地点から半径10km圏内にある農場

陽性いのしし発見地点を中心とした半径10km圏内の農場については、ワクチンの初回接種において未接種となっている豚が存在する場合には、引き続き、毎日、飼養豚の異常の有無の県への報告を求めている。(当時、未接種豚が存在する6養豚農場が報告を求める対象農場に該当) 現在のところ、全ての農場でCSFの発生はない。

イ その他の養豚農場

上記アの6養豚農場以外の養豚農場(12農場)についても、所管の家畜保健衛生所職員が、定期的に巡回指導を実施した。現在のところ、全ての農場でCSFの発生はない。

2 CSF (豚熱) 緊急対策事業の実施等

(1) CSF (豚熱) 緊急対策事業の実施

これまで予備費の活用(4回)及び9月、11月補正予算により、CSF(豚熱)緊急対策事業を実施し、県の検査体制の強化のほか、猟友会や関係市町村等の協力を得ながら、①養豚農場における防疫体制の強化、②野生いのししの捕獲強化、③飼養豚の早期出荷、④飼養豚等へのCSFワクチン接種を柱に、感染拡大防止対策を実施。

(2) 野生いのししへの経口ワクチンの散布

上記(1)の対策に加え、野生いのししを介したCSFウイルスの拡散防止を図るため、国の事業を活用して、富山県CSF経口ワクチン対策協議会(※)が実施主体となり、経口ワクチン散布を実施。

※県、関係市町、猟友会、農協中央会、全農、獣医師会、養豚連等で構成

3 感染拡大防止対策の実施状況

(1) 養豚農場における防疫対策の強化

- ・ 野生いのししの侵入防止柵の整備を支援。
- ・ 全ての養豚農場に対し、飼養衛生管理基準の遵守を徹底するよう継続的に指導を実施。

(2) 野生いのししの捕獲強化

- ・ 9市町（富山市、南砺市、魚津市、黒部市、朝日町、上市町、立山町、高岡市、砺波市）において、捕獲わなを増設（146基）。

＜令和元年4～12月捕獲頭数：6,445頭（前年比40%増）＞

- ・ 富山市、南砺市、砺波市及び立山町において、感染等防止のための捕獲いのししの埋設処分地を整備（11箇所）。

(3) 野生いのししへの経口ワクチンの散布

- ・ 8月13日より、富山県CSF経口ワクチン対策協議会が実施主体となり富山市、南砺市、砺波市、小矢部市及び立山町において、1回目の散布を順次実施。
- ・ 2回目は、9月24日から、1回目の散布を行った市町に加えて、氷見市、滑川市、上市町でも散布を実施。国からの散布強化の指導により、ワクチンの散布個数を増加。

○野生いのししへの経口ワクチン散布状況等

散布回	散布市町	散布月日	散布地点数 (地点)	散布個数 (個)	想定摂取率 (%)
1回目	富山市、砺波市、小矢部市、南砺市、立山町	8月13日～ 8月26日	149	3,000	68.6
2回目	上記に加え 氷見市、滑川市、上市町	9月24日～ 10月24日	204	6,000	65.2
合計	8市町		353	9,000	66.4

※魚津市

2月28日

20地点 600個

(4) 早期出荷（クリアリング事業）

- ・ 国の早期出荷等クリアリング支援事業（農畜産業振興機構補助事業、補助1/2、肥育豚1頭当たりの補助単価は39,000円から販売額を控除した額）を活用して、早期出荷を希望する農場に対し、県としても上乘せ支援（県1/2）を実施。
- ・ 10月4日から2養豚農場が早期出荷を開始。R2年1月21日に全頭出荷完了。
(合計：4,163頭)

(5) 飼養豚等へのCSFワクチン接種

- ・ 10月15日に国の「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」が改定されたことを受け、本県では、同日付で「富山県ワクチン接種プログラム」を国に提出。10月21日に同プログラムの国の確認を得て、3日間の公示期間を経て、10月25日から飼養豚等へのワクチン接種を開始。
- ・ 11月1日までに、養豚農家等22施設（養豚農場18、小規模飼養施設4）の飼養豚等のうち授乳中の子豚等を除く約2万頭を対象に接種を実施、11月中には授乳中であった子豚も含め全頭に初回接種を完了。今後は、新たに生まれてきた子豚（生後1～2か月）や種豚にワクチン接種を継続実施（年間約7万頭）。

＜ワクチン接種の手数料改定等について＞

- ・ CSFワクチン接種については、県の手数料条例施行規則において、1頭につき390円の手数料が定められているが、今回の予防的ワクチン接種は、感染拡大防止に向け緊急に行うものという側面があることから、接種開始時点で飼養している豚等に対する初回接種に係る手数料については、全額免除とした。
- ・ 初回接種後も新たに生まれた子豚等に対しワクチン接種を行うこととしているが、12月1日以降の手数料については、①連続注射器を用いて効率的な接種が可能となったこと、②養豚農家における防疫対策等の費用が増加し経済的負担が大きいため状況であることなどを勘案し、現行の1頭につき390円から290円に引き下げた。

4 風評被害防止に向けた取組状況 (詳細:別紙)

- (1) 県のホームページや啓発資料、各種イベントなどを通じ、①CSFは、豚やいのししの病気であり、人に感染しないこと、②感染豚の肉が市場に出回ることはないこと、③仮に感染豚の肉や内臓を食べても人体に影響はないこと、④ワクチンを接種した豚の肉や内臓を食べても人の健康に影響がないことなどを県民の皆さんに情報提供
- (2) 食品安全に関する相談窓口での相談対応 (随時)
- (3) 「知ろう!学ぼう!『とやまポーク』トークセッション」の開催 (12月20日、サンフォルテ) 防疫業務の内容や安全な食肉が食卓まで届く仕組み等についての生産者や関係機関を交えた消費者との意見交換を実施

II ASF (アフリカ豚熱) について

(1) アジアでの発生状況

平成30年8月3日、遼寧省の5養豚農場での患畜が確認されて以降、7,650件の発生が確認されている (令和2年4月2日現在)。

発生国	件数	備考
中国	174	22省、5自治区、4直轄市
ベトナム	5,941	58省、5直轄市
モンゴル	11	6県
カンボジア	13	5州
香港	3	3施設
北朝鮮	1	
ラオス	141	1都、14県
ミャンマー	6	2州
フィリピン	284	1都、17州
韓国	485	2道、1広域市
東ティモール	126	13県
インドネシア	465	1州

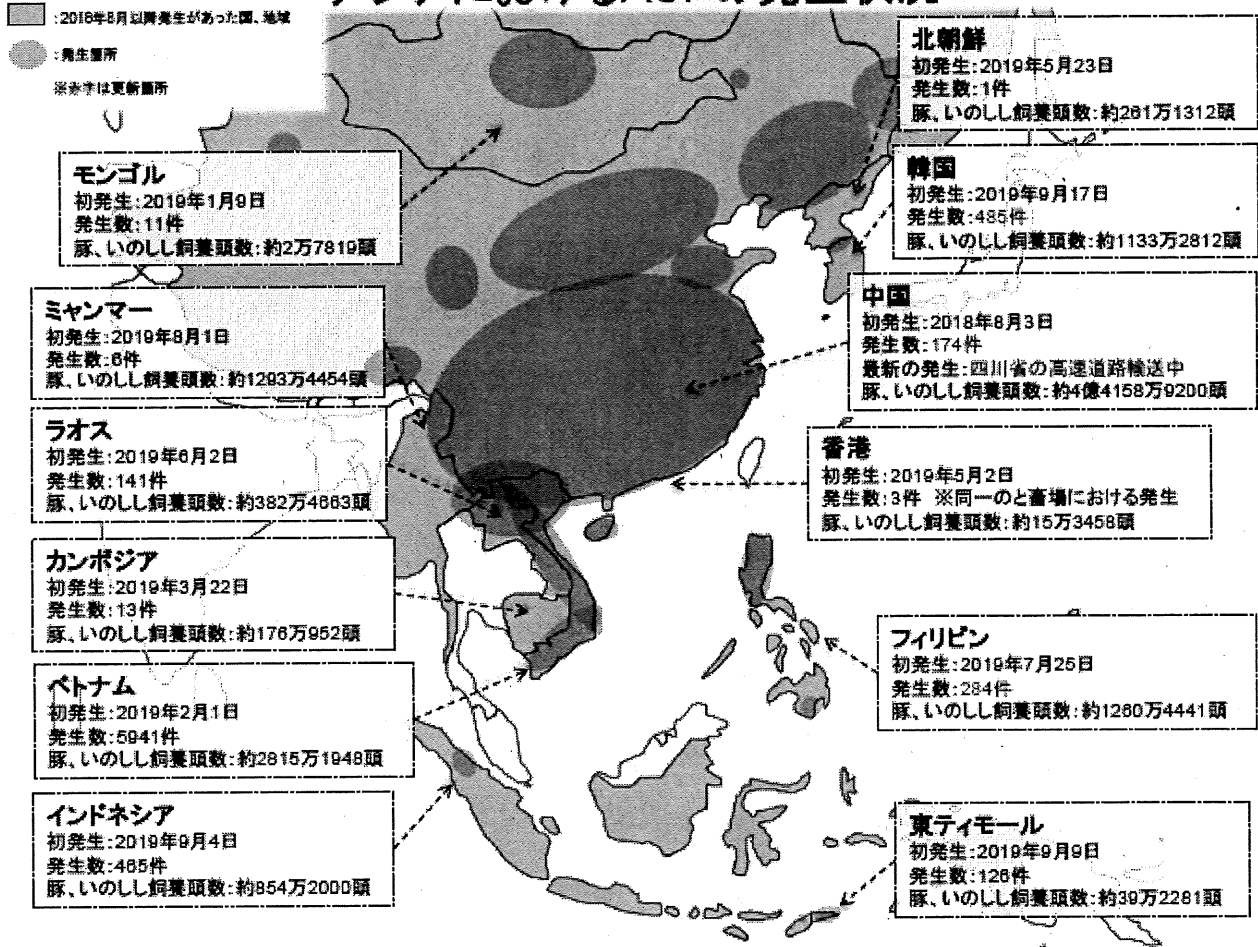
また、中国、ベトナム、ラオス、カンボジア、フィリピンから携帯品で持ち込まれた豚肉製品のASFウイルス遺伝子検査の結果、令和2年2月21日までに88例から陽性反応が確認され、令和元年1月25日の2件の豚肉製品からウイルスが分離されている (令和元年4月2日)。

(2) 本県の対応

- ① 畜産関係機関 (市町村、各農協、全農、養豚連、飼料販売業者等) に対して、FAXにより情報提供した (平成30年8月3日)。
- ② 平成30年8月15日に富山きときと空港で動物検疫所と協力して、大連便の乗客にASFが中国で発生していること、肉製品の海外からの持込が制限されていること、帰国後1週間は家畜飼養場所に立ち寄らないことなどが書かれたリーフレットを配布し、注意喚起した。
- ③ 外国人研修生を雇用している農場に対して、外国語のリーフレットを配布した。
- ④ 平成31年4月3日に生きたウイルスが分離されたことから、畜産関係機関 (市町村、各農協、全農、養豚連、飼料販売業者等) および外国人研修生監理団体に対して、FAXにより情報提供した。
- ⑤ 平成31年4月16日、外国人研修生監理団体および労働政策課長宛に海外からの畜産物の違法な持込みへの対応の厳格化について、リーフレットを配布した。

- ⑥ 令和元年9月12日に、富山空港ターミナルビル国内線到着出口に靴底消毒マットを設置した。
- ⑦ 令和元年10月15日から野生死亡いのししのASF遺伝子検査を実施した。
- ⑧ 令和2年1月28日に富山空港で動物検疫所と協力して、上海便の乗客にASFが中国で発生していること、肉製品の海外からの持込が制限されていることなどが書かれたポケットティッシュを配布し、注意喚起した。

アジアにおけるASFの発生状況



※赤字は前回からの更新箇所
 ※ OIE報告等の情報を元に作成
 発生日: OIE報告による発生が確認された日
 飼養頭数: FAO統計(2018)による
 ※2019年8月23日より、中国における疫区解除地点を通常の発生地点と同様の表記としました。
 また、発生件数をOIEへの報告件数に統一しました。

2020年4月2日現在

計(中国)	174件(151農場/村、7施設、12車両、野生いのしし4か所)(22省、5自治区、4直轄市)
(ベトナム)	5941件(5941農場/村)(58省、5直轄市)
(モンゴル)	11件(11農場/村)(6県)
(カンボジア)	13件(13農場/村)(5州)
(香港)	3件(施設)※同一のと畜場における発生
(北朝鮮)	1件(1農場/村)
(ラオス)	141件(137農場/村、2施設、野生いのしし2か所)(1都、14県)
(ミャンマー)	6件(6農場/村)(2州)
(フィリピン)	284件(284農場/村)(1都、17州)
(韓国)	485件(14農場、野生いのしし471所)(2道、1広域市)
(東ティモール)	126件(126農場)(13県)
(インドネシア)	485件(養豚農場)(1州)

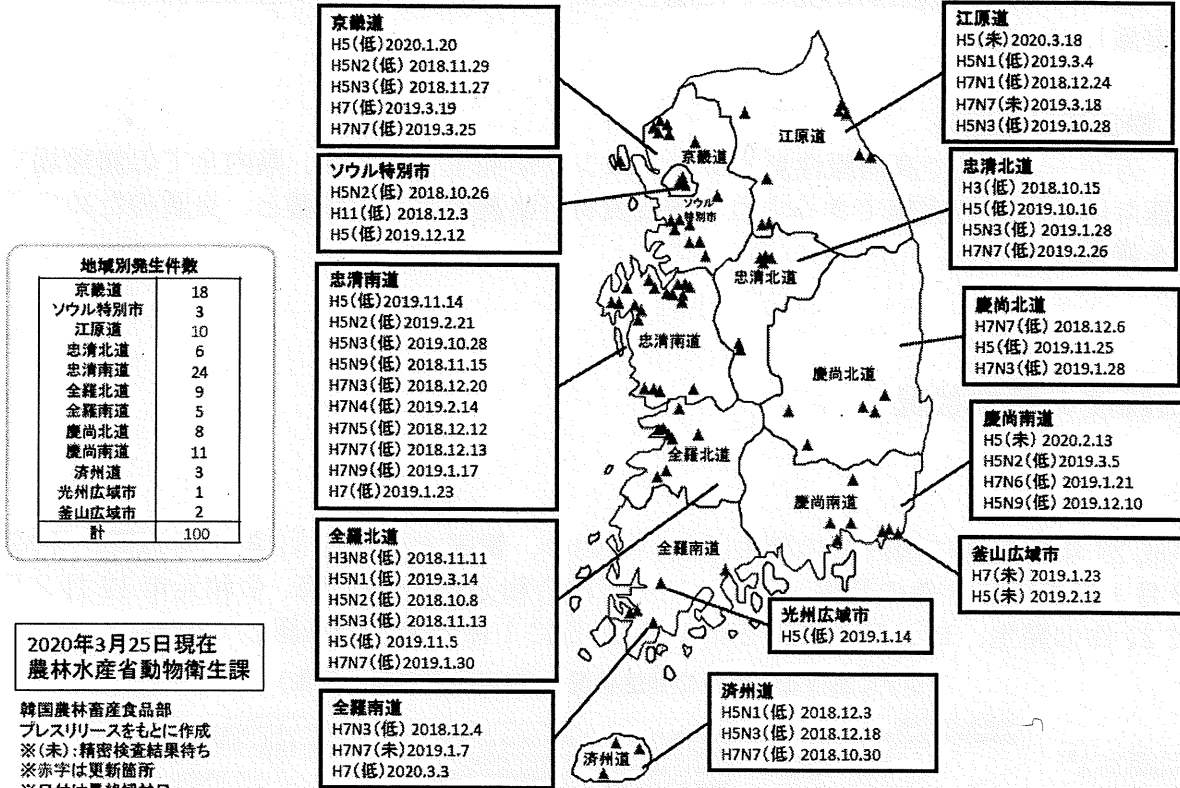
III 鳥インフルエンザについて

(1) 発生状況

① 韓国

平成 30 年 10 月以降、野鳥から低病原性鳥インフルエンザウイルスが 100 件検出されているが、高病原性鳥インフルエンザの発生はない。

韓国における野鳥からの鳥インフルエンザウイルスの分離事例（2018年10月以降）



② 台湾・中国

台湾・中国では清浄性が確認されておらず、現在も散発的に発生が確認されている。台湾では平成 30 年 1 月以降、令和 2 年 3 月 28 日までに 255 件（H5N2：223 件、H5N5：19 件、H5N6：5 件、H5N8：1 件、H5N*：4 件、H5N2・H5N5 同時検出：3 件）の発生となっている。また、中国においても令和 2 年 2 月 11 日までに 2 件（H5N1：1 件、H5N6：1 件）の発生となっている。

③ 国内

令和元年 11 月 19 日愛媛県（H7N7 亜型）、11 月 25 日栃木県（H5N3 亜型）、11 月 28 日奈良県（H5N3 亜型）、12 月 13 日島根県（H5N2 亜型）で採取された野鳥糞便から低病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されているが、家きん飼養農場では高病原性および低病原性鳥インフルエンザの発生はない。

(2) 本県の対応

① 令和 2 年度家畜伝染病防疫演習の開催（案）

万が一、家畜伝染病が発生した場合の初動防疫を円滑に行うために、県関係機関および市町村を対象とした防疫演習を開催する。

- 1) 日時 : 令和 2 年 10 月 8 日（木）10:00～16:00
- 2) 共催市町村 : 富山市（八尾コミュニティセンター）
- 3) 演習内容 : 座学および実技訓練
- 4) 対象疾病 : 高病原性鳥インフルエンザ

② 発生予防・まん延防止対策

畜産農家や畜産関係団体等に対し、消毒装置やバイオセキュリティの向上に必要な機器等の整備を支援している（南砺市、富山市、魚津市）。

発生予察として、毎月6農場で定期的モニタリング検査を、また10～5月にかけて、100羽以上を飼養するその他養鶏場において強化モニタリングを実施している。

③ 情報提供及び注意喚起

国内外で家畜伝染病が発生した場合には、早急に関係者への情報提供や注意喚起を実施している。

④ 備蓄資材の確保

万が一、本県で高病原性鳥インフルエンザが発生した場合、県内全ての養鶏場で迅速な防疫作業を実施できるよう、防疫資材（防護服等）の備蓄と、更新のための予算を確保している。

IV 口蹄疫の発生状況

平成22年を最後に国内での発生はないものの、韓国では平成31年1月以降、平成31年2月1日までに3件の発生、ミャンマーでは令和元年10月以降、令和元年12月2日までに21件の発生、ロシアで令和2年1月27日に1件の発生を確認している。

アジアにおける口蹄疫の発生状況（2018年1月以降の発生）

